

委員長会議事項書

令和8年5月19日(火)

本会議散会后

601特別委員会室

1 行政部門別常任委員会の年間活動計画の作成について

(資料1-1～資料1-4)

2 委員会の県内外調査について

(1) 常任委員会の県内外調査日程案について(資料2-1、2-2)

(2) 委員会の少人数の委員による委員派遣の実施方法についての申し合わせ
(資料2-3)

3 委員会活動等について

(1) 委員長報告及び附帯決議の取扱について(資料3)

(2) 請願の紹介議員について

4 みえ高校生県議会について(資料4-1～資料4-2)

5 次回の委員長会議の開催について

6 その他

行政部門別常任委員会年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

- 5月22日（金） 防災県土整備企業常任委員会
医療保健子ども福祉病院常任委員会
- 5月25日（月） 総務地域連携交通常任委員会
教育警察常任委員会
- 5月26日（火） 政策企画雇用経済観光常任委員会
環境生活農林水産常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 部局の所管事項概要説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。
※参考：年間活動計画書
※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、後日、委員に配付する。

□□□□委員会 活動計画書（令和○年○月～令和○年○月）

様 式 例

令和○年○月○日現在

1 所管調査事項

- ・○○○○について
- ・○○○○について
- ・○○○○について

2 重点調査項目

- (1) △△△について
- (2) △△△について
- (3) △△△について

3 活動計画表

重点調査項目	令和○年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和○年 1月	2月	3月	4月
(1) △△△について	常任委員会 所管事項説明 (5/○)	常任委員会 所管事項の 調査等 予決分科会 補正予算等 (6/○～○)	県内調査	県内調査		常任委員会 議案、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (10/○～○) 予決分科会 決算認定議 案 (10/○～○)		常任委員会 議案、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (12/○～○)			常任委員会 議案、所管事 項の調査等 予決分科会 補正予算等 (3/○～○)	
(2) △△△について			県外調査									
(3) △△△について												
執行部の主な予定												

4 県内外調査について

(1) 県内調査

月 日（日帰り）

重点調査項目を中心とした調査を行う。

月 日（日帰り）

重点調査項目を中心とした調査を行う。

(2) 県外調査

月 日～ 日

他県の先進的な取組等について調査を行うことができる。

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会
提 言 書

目 次

1	はじめに	1
2	提 言	2
	(1) 順応的な自然環境への働きかけ.....	2
	(2) 多様な主体の参加と連携の促進	7
	(3) 人と自然が共生した地域資源の利活用の促進··	10

令和8年3月23日

1 はじめに

三重県は、千キロメートル以上に及ぶ海岸線を有し、水産業については、豊かな漁場に恵まれ、全国でも有数の生産量を誇るほか、日々の生活や観光など、様々な形で豊かな海の恵みを楽しんでおり、三重県にとっての「海」は、水産業そして、県民の暮らしにとって、非常に重要なものである。

しかしながら、近年、漁業従事者の減少及び高齢化、気候変動による海洋環境の変化、水産資源の減少など、三重県における海をとりまく環境は、年々厳しさが増しているところである。

このような中、令和7年11月、本県において41年ぶり、2回目となる「第44回全国豊かな海づくり大会」が開催された。

その成果も踏まえ、大会後も見据えて、豊かで美しい三重の海を次世代へ引き継いでいくことをめざして、取組を推進していくことが重要である。

そのような背景のもと、海をとりまく様々な観点からの総合的な対策について調査し、着実に推進することを急務と捉え、特別委員会の設置に至った。

豊かで美しく親しみのある海づくりの好循環の創出のためには、多様な生き物が暮らす海という自然環境に対して、人の手を加えながら保全していく取組や、海に親しみ楽しむ県民を増やすことで、海を支え、育む人材を確保する取組、多様な主体が連携するための社会環境を整備する取組、人と自然が共生しつつ、豊かな海の恵みを楽しむための取組など、中長期的な視点で行政がしっかりと基盤を整え、持続可能な形で、自然、社会、経済のそれぞれの分野から着実に取組を実施することにより、海づくりを総合的に推進する必要がある。

本委員会では、そのような問題意識を持ち、令和7年5月の設置以降、執行部からの聴き取り調査、参考人招致、県内外調査、委員間討議といった方法により、漁業関係者、国、学識経験者なども交えて幅広い観点から分野横断的に調査を重ねてきた。

このたび、こうした調査を基に、本委員会としての意見を三重県知事への提言としてまとめるものである。

2 提言

(1) 順応的な自然環境への働きかけ

—生き物が暮らす観点での海洋環境保全の循環の構築—

海における生き物が暮らす環境の保全は、海の恵みの享受など、豊かな県民生活にとって不可欠であり、海づくりの取組の推進にあたっては、生き物が暮らす観点での海洋環境保全の循環を構築する必要がある。

水産業については、水質の状況として、豊かな生態系を確保する上で必要となる栄養塩類の不足が発生しているほか、気候変動の影響や、長期にわたる黒潮大蛇行の影響による海水温の上昇が、海の生き物の暮らす場でもある藻場の減少につながっており、それらが漁業生産の減少等の要因となっている。その影響を受けて、漁業経営の悪化を招くなど、水産業は非常に厳しい状況に置かれている。

こうした状況を踏まえて、生き物が暮らす観点での海洋環境保全の取組として、水質のあり方については、漁業生産量が十分に確保できていた時期も参考にしつつ、県としてめざすべき水環境について関係者との合意形成を図り、人為的にできる取組を実施することや、藻場等の再生に着実に取り組んでいくことが重要である。

黒潮大蛇行については、令和7年8月に終息が発表されたものの、引き続き、地球温暖化は進行しており、それに起因した海水温の上昇をはじめとする海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響を把握しつつ、変化に適応するための対策を検討することも重要である。

また、海洋環境は、常に変動し、学術的にも未解明な点が多いため、科学的に海洋の状況を把握する体制を整備し、取組の検証・対策の選択や改善に生かす等、PDCAサイクルを活用した順応的管理を推進していくことが重要である。

このことから、以下の取組を推進するよう提言する。

① 生き物が暮らす観点でのめざすべき海洋環境の水準の設定と科学的な管理を行うためのモニタリング体制の整備

【提言】

- 海の豊かな生態系を維持・確保する観点から、関係者との合意形成を図った上で、条例制定等の手法により、海域における望ましい水環境について、水質だけでなく生態系の豊かさの観点も含めた、県としてめざすべき基準を設定すること
- 海の豊かな生態系を維持・確保する観点から、科学的に海洋環境を把握するため、水産研究所の機能強化等の体制整備を図り、これまでの水質に係る調査に加えて、水生生物の生息状況などのモニタリングも実施すること

(背景)

将来にわたって海の恵みを享受し続けられるよう、豊かな生態系を維持・確保する観点から、漁業者の感覚を評価に反映し、漁業生産量が十分に確保できていた時期も参考にしつつ、望ましい水環境の姿について合意形成を図った上で、県としてめざすべき海洋環境の水準を、水質だけでなく生態系の豊かさの観点も含めて設定し、水質に加えて生物の豊かさの観点も含めたモニタリングを実施することが重要である。

また、設定した水準に基づく順応的管理の推進や、水準自体の柔軟な見直しを行うためには、各種の取組や気候変動等の地球環境の変化が、海洋環境や生態系にどのように影響を及ぼしているのかを科学的に把握する必要があり、調査研究を行う体制の強化が不可欠となる。

② 順応的な海域の栄養塩類管理の推進

【提言】

《伊勢湾において取り組むべき事項》

- 栄養塩類管理計画を策定し、計画の対象海域や水質の目標値を定めるとともに、各漁場の実情に合わせて、次に掲げる取組を着実に推進すること
 - ・ 下水処理場における管理運転の普及
 - ・ 施肥の実施
 - ・ 事業者における栄養塩類増加措置の実施可能性の検討・協議

《伊勢湾以外の海域において取り組むべき事項》

- 窒素、リン等の栄養塩類の状況について調査研究を進め、科学的な視点から必要と考えられる人為的な対策を講じること

(背景)

伊勢湾の水質のあり方については、これまでも、陸域からの負荷について、削減一辺倒からきめ細かな水環境管理へ移行してきたところであるが、栄養塩類の不足等による水産資源への影響が生じている現状も踏まえ、めざすべき海洋環境の水準となるよう、森・里・川・海のつながりも踏まえて、生活系、産業系それぞれの分野の排水に係る事業者による新たな栄養塩類増加措置も検討しつつ、人為的にできる取組を積極的に、かつ、継続して実施していくことが必要である。

また、伊勢湾以外の海域においても、伊勢湾と同様の課題が生じていないか等を調査し、状況に応じて取組を実施する必要がある。

③ 地域における藻場・干潟等の再生・創出・保全の取組の推進

【提言】

- 漁業者等によって、各地域において藻場・干潟等の再生・創出・保全の取組が着実に実施されるように、財政的支援を含めた支援を行うこと
- 高水温下においても藻場を維持・再生できる海藻の探索等、気候変動の影響に適応するための対策について調査研究を推進すること
- ブルーカーボンに係るクレジット取引を促進するための支援を積極的に進めること

（背景）

水生生物の生活・繁殖の基盤となる藻場については、近年、大幅に減少しており、藻場再生技術については、現在の技術を地域の実状に応じてどう展開するかが重要となる。このため、自治体においては、革新的な技術を用いた取組であるかどうかにかかわらず、漁業者等、各地域において取組が着実に実施されるように、財政的支援を含めた支援を行うことが必要である。

また、黒潮大蛇行については終息したものの、地球温暖化は進行しており、高水温下においても藻場を維持・再生できる海藻の探索など、適応策について検討を進めることも重要である。

加えて、藻場の維持・再生については、二酸化炭素の吸収源対策にも資するなど、多面的な価値を有することから、ブルーカーボンに係るクレジット取引を促進するための支援を積極的に進めることで、社会課題の同時解決をめざすことが重要である。

④ 漁場改善に向けた河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復の推進

【提言】

- 漁場改善に向けて、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討すること
- 河川整備にあたっては、設計の段階から多自然川づくりの考え方を踏まえて取組を進めるとともに、グリーンインフラを導入した流域治水を積極的に推進するため、様々な機関と連携し、必要に応じて技術的支援を行うこと
- 水源涵養の観点から、漁業者等による森林づくりへの支援も含めて森林の保全に取り組むこと

（背景）

海域がきれいになっているにもかかわらず、貧酸素水塊は現在も発生しているが、沿岸部の流況の改善が解決策となる可能性があり、河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復に向けて取組を進める必要があると考えられる。

このため、漁法がもたらす影響も含めて海の底質環境を把握し、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討しながら、漁場改善の取組を進めることが重要である。

また、水の循環については、生態系ネットワークの重要な基軸であり、利用できる水資源の総量も意識しつつ、治水・利水・環境などの多様な機能の調和が確保された河川や、海底湧水の発生源となる地下水の循環が健全な状態に保たれるよう取り組むことが重要である。

このため、生物の生息等への配慮も含めて、グリーンインフラ技術を導入するなど、自然を生かした流域治水を積極的に推進し、豊かな海づくりにも資する河川環境のマネジメントや地下水の涵養につながる取組を行うことが重要である。

(2) 多様な主体の参加と連携の促進

—地域に根付き、海を守り、育む人材確保の循環の構築—

本県における各地域の海は、多様な環境や特性を有しており、水産資源も含めて多様な水生生物の生息・生育の場となっているほか、海女漁業や真珠養殖業など、歴史、伝統、文化等として、県民の生活に密接に関わっており、様々な関係者にとって海は共通の財産である。

このため、海を守り育てていくためには、それぞれの地域において、関係者が一体となって、自主性を持って取組を推進する必要がある、その実現に当たっては、漁業関係者や地元自治体のみならず、地域、企業、研究機関、そして一人ひとりの力を結集し、多様な主体の参加と連携を図ることが不可欠である。このような参加と連携を促すため、情報共有や活動の連携等が円滑に進むようなネットワークの構築を促進すべきである。

また、海づくりの活動が地域で適切に実施されるためには、現場で実行する人材の確保や育成が不可欠となるが、近年のライフスタイルの変化等による人と海との関係の希薄化や人口減少等による担い手の減少も課題となる。

このため、海を守り育む人材の育成・確保が重要であり、子どもや若者が海に実際に触れ合う機会を充実し、海に親しみを持ってもらうための、海洋に関する教育が果たす役割が大きいと考えられる。

海洋に関する教育を通じて、子どもたちに、海に関わる産業の存在やその重要性、将来性、魅力を認識してもらい、海への関心を高め、それにより、自然観・郷土愛・定住志向の醸成につなげることで、地域活性化にも資する取組としていくことが重要である。

このことから、以下の取組を推進するよう提言する。

① 豊かで美しく親しみのある海づくりを行うための県全体での気運の醸成

【提言】

- 第44回全国豊かな海づくり大会の開催により高まった気運を生かし、多様な主体による、豊かで美しく親しみのある海づくりを推進するための県全体での気運醸成に取り組むこと
- 漁業に馴染みのない方が水産業について知ることができる環境や、漁業者が漁村で安心して生活できる環境を整備し、漁業への就業希望者の受入と定着を促進すること
- 海業推進に係る協議会を設立し、地域における海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業を加速すること
- 海をとりまく様々な観点から総合的に対策を推進するため、県庁内の連携体制を強化するとともに、市町との連携を強化すること

(背景)

漁業の担い手が減少するなど、人と海との関係が希薄化する中、県民の共通の財産である海を守り育てていくため、多様な主体の参画を促進し、公民連携で、県民総参加の豊かで美しく親しみのある海づくりの運動を展開することで、海や漁業への理解と関心を深め、暮らしやすい漁村づくり等に取り組むことで、将来に向けて、人と海との関係を再構築していくことが重要である。

このため、全国豊かな海づくり大会の開催により高まった気運も生かして、多様な主体の参画と連携を促進するためのネットワークを構築し、県全体での気運醸成に取り組む必要がある。

特に、県内で具体的な事業化が進められつつある海業に関しては、地域の取組を支援し、加速するための連携・協力体制の構築が重要であるほか、栄養塩類管理の取組等を発展させるため、これまでも部局横断で取り組んできた三重県「きれいで豊かな海」協議会等の体制強化を図るとともに、海に関する取組を充実したものとするために、市町との連携も強化する必要がある。

② 海洋教育の推進による自然観・郷土愛・定住志向の醸成

【提言】

- 子どもたちが実際に海に触れ合う機会を増やし、海に親しみ楽しむことにつなげるため、海の健全な生態系等について学ぶ教育プログラムの充実・強化を図り、自然観・郷土愛・定住志向を高め、生まれ育った地域の海を守り育む意識を醸成すること
- 海洋教育を円滑に実施するため、地元自治体や研究機関等とも連携して教育プログラムを担う人材の確保・育成に取り組むこと

（背景）

将来の三重県を支える子どもたちの海づくりへの理解を深めるためには、海との接点をもった活動を支援するとともに、海の豊かな生態系の確保が漁業や観光等の利活用など様々な観点で、地域での暮らしに密接にかかわっていること、また、その環境や生態系の保全等にあたって地域住民一人ひとりが果たす役割が大きいこと等を伝える必要があり、義務教育や社会教育の場を通じて、海をテーマとした、実際に海に触れ合う学びの機会の充実・強化が重要である。

また、近年、特に生き物に親しむ観点で人と海とのつながりが希薄化しているが、実際に海に触れ合う形で生物観察等に取り組むことで、自然観・郷土愛・定住志向が上昇する成果も出てきつつあり、こうした取組は、子どもや若者が地域に根付き、海を守り、育む人材としての活躍につながることも期待できる。

このため、教育以外の行政分野や研究機関等とも連携し教育プログラムを担う人材の確保・育成に取り組むことで、円滑な海洋教育を実施できる体制を整備し、海に親しむ学びに始まる、充実した海洋教育の実践につなげることが重要である。

(3) 人と自然が共生した地域資源の利活用の促進 —地域のにぎわいや所得と雇用、関係人口を生み出す 循環の構築—

水産業は、安全で安心な水産物の安定供給や、観光業などの幅広い産業と密接に連携した地域経済の発展や、漁村文化や漁村コミュニティの形成などに貢献し、県民の健康で充実した生活の基礎として重要なものである。

このため、水産物の安定的な供給に向けては、漁船漁業、養殖業のそれぞれの分野において、県内各地域の特性も踏まえて、産業としての成長を促進するための環境整備に取り組み、また、的確な水産資源管理を推進することで、競争力のある持続可能な水産業の振興に取り組むことが必要である。

その際、引き続き、進行している地球温暖化に起因した海水温の上昇をはじめとする海洋環境の変化が水産業へ及ぼす影響を把握しつつ、変化に適応するための対策を検討することも重要である。

また、本県は千キロメートル以上に及ぶ海岸線を有しており、海や漁村を観光資源として有効活用することで、自然、文化、食など様々な面で、国内外の観光旅行者を魅了するポテンシャルを有していると考えられる。

人口が減り、少子高齢化が進む中、交流人口・関係人口の拡大は地域の活力の維持・発展に不可欠であり、海や漁村を活用し、観光振興も含めて、漁業以外の産業の取り込みを推進するなど、漁村地域の活性化や所得向上に向けた取組を着実に進めていくことが重要である。

このことから、以下の取組を推進するよう提言する。

① 産業としての成長を促進し、競争力のある水産業を実現するための環境整備

【提言】

- 黒潮大蛇行の終息による海洋環境の変化を的確に把握し、即座に漁業者への効果的な支援ができる体制を構築すること
- 漁業者が安定的かつ効率的に養殖水産物の供給ができるよう、高水温化など、海洋環境の変化や地域特性に適応した養殖技術の高度化に向けた研究を充実・強化すること
- 競争力を高め、水産資源管理を行いつつ収益性を確保できるよう、水産資源のブランド化を支援するとともに、海洋環境の変化に適応する観点も含めて、地域の実態に合わせた未利用・低利用の水産物の利用促進を図ること
- 各地域における特性も踏まえた県産水産物の消費拡大の取組を推進すること
- 漁業の効率化や生産力拡大のため、ICT観測機器の配備等により、漁業者が海洋環境に係る情報を取得するための支援を行うとともに、魚礁の増設について検討すること
- 漁業者の生業を守り、漁業従事者の確保や経営の安定化を図るため、災害により被害を受けた時や長期にわたる不漁の時における漁業設備への投資や維持に係る経済的負担を軽減する方策について検討すること

(背景)

水産資源の漁獲が不安定な中、三重県にとって重要な産業である水産業の競争力を高め、安定的かつ効率的に水産資源が供給される環境整備を図ることは、県民の生活にとって重要である。

また、海洋環境は常に変動し、漁業者に大きな影響を与えることから、海水温の上昇などの外部環境の変化に適応するための対策について検討を進め、産業や文化として重要である漁業を守る観点で取組を進めることが重要である。

② 的確な水産資源管理を通じた持続可能な水産業の振興

【提言】

- 水産資源の維持・増大に向けて、各地域の特性も踏まえた水産業の振興につながる魚種の種苗の生産・放流について調査研究を進めること
- 豊かな海づくりに資する種苗生産・放流技術について調査研究を進めること

（背景）

栽培漁業は、対象種の資源維持や漁獲の安定化に一定の役割を果たすとともに、放流種苗の管理を通じた資源管理意識の醸成等を通じて、沿岸漁業の振興や資源の持続的な利用に貢献してきており、豊かな海づくりにあたっては、各地域の特性も踏まえつつ、種苗の生産・放流技術の発展が期待される。

また、種苗の生産・放流にあたっては、豊かな海づくりに資する対象種の選定を行うなど、漁場の環境保全の観点も踏まえた対策について検討を進めることが重要である。

③ 海業の振興支援、海や漁村を活用した観光振興

【提言】

- 漁港整備を行う際には、海業推進に係る協議会において海業の振興につながる形での事業展開について協議するなど、相乗効果を生む海業振興の仕組みを構築するとともに、各地域における海業の振興の取組に対しては、地域の実情を踏まえて積極的に支援を行うこと
- 各地域において、漁業と観光業の分野間の連携を促進するための取組を展開し、海や漁村を活用した滞在型の観光プログラムの開発、プロモーション等に取り組むことで、交流人口の増加を図ること
- クルーズ船誘致に向けて、誘致促進のためのプロモーションや寄港地を起点とした観光消費の促進を図るとともに、誘致できる船舶の種類を多様化する観点から寄港地の受入環境整備を推進すること

（背景）

海を地域資源として捉えることで、漁港施設の整備の際に地域の実情に応じて海業の振興につなげることや、海や漁村を活用した観光魅力の磨き上げ・発信等の取組を推進することにより、水産物の消費や交流人口の拡大等が期待できる。

また、船舶を交通手段の一つとして捉えることで、広域送客の特性を生かして、訪日外国人や富裕層も含めた観光誘客に取り組み、地域の活性化につながることを期待できる。

このように、海や船舶を地域資源や交通手段として捉えることにより、漁業以外の産業の取り込みにつなげ、漁村地域のにぎわいや所得と雇用、関係人口を生み出すことが重要である。

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会

委員名簿

委員長	山崎 博
副委員長	廣 耕太郎
委員	芳野 正英
委員	野村 保夫
委員	田中 智也
委員	藤根 正典
委員	村林 聡
委員	長田 隆尚
委員	今井 智広
委員	中嶋 年規
委員	中川 正美

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会提言書に対する各常任委員会担当について

項目		担当常任委員会（担当部局）
(1)	順応的な自然環境への働きかけ	
	① 生き物が暮らす観点でのめざすべき海洋環境の水準の設定	
	海の豊かな生態系を維持・確保する観点から、関係者との合意形成を図った上で、条例制定等の手法により、海域における望ましい水環境について、水質だけでなく生態系の豊かさの観点も含めた、県としてめざすべき基準を設定すること	環境生活農林水産常任委員会 （環境生活部） （農林水産部）
	海の豊かな生態系を維持・確保する観点から、科学的に海洋環境を把握するため、水産研究所の機能強化等の体制整備を図り、これまでの水質に係る調査に加えて、水生生物の生息状況などのモニタリングも実施すること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	② 順応的な海域の栄養塩類管理の推進	
	（伊勢湾において取り組むべき事項）	
	栄養塩類管理計画を策定し、計画の対象海域や水質の目標値を定めるとともに、各漁場の実情に合わせて、次に掲げる取組を着実に推進すること ・ 下水処理場における管理運転の普及 ・ 施肥の実施 ・ 事業者における栄養塩類増加措置の実施可能性の検討・協議	環境生活農林水産常任委員会 （環境生活部） （農林水産部） 防災県土整備企業常任委員会 （県土整備部）
	（伊勢湾以外の海域において取り組むべき事項）	
	窒素、リン等の栄養塩類の状況について調査研究を進め、科学的な視点から必要と考えられる人為的な対策を講じること	環境生活農林水産常任委員会 （環境生活部） （農林水産部）
	③ 地域における藻場・干潟の再生・創出・保全の取組の推進	
	漁業者等によって、各地域において藻場・干潟等の再生・創出・保全の取組が着実に実施されるように、財政的支援を含めた支援を行うこと	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	高水温下においても藻場を維持・再生できる海藻の探索等、気候変動の影響に適応するための対策について調査研究を推進すること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	ブルーカーボンに係るクレジット取引を促進するための支援を積極的に進めること	政策企画雇用経済観光常任委員会 （政策企画部） 環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会提言書に対する各常任委員会担当について

項目		担当常任委員会（担当部局）
④	漁場改善に向けた河川や沿岸部における健全な水循環の維持・回復の推進	
	漁場改善に向けて、浚渫や海底耕耘等の必要性を検討すること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	河川整備にあたっては、設計の段階から多自然川づくりの考え方を踏まえて取組を進めるとともに、グリーンインフラを導入した流域治水を積極的に推進するため、様々な機関と連携し、必要に応じて技術的支援を行うこと	防災県土整備企業常任委員会 （県土整備部） 環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部【グリーンインフラ （農林水産部関係分）】）
	水源涵養の観点から、漁業者等による森林づくりへの支援も含めて森林の保全に取り組むこと	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
(2)	多様な主体の参加と連携の促進	
①	豊かで美しく親しみのある海づくりを行うための県全体での気運醸成	
	第44回全国豊かな海づくり大会の開催により高まった気運を生かし、多様な主体による、豊かで美しく親しみのある海づくりを推進するための県全体での気運醸成に取り組むこと	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	漁業に馴染みのない方が水産業について知ることができる環境や、漁業者が漁村で安心して生活できる環境を整備し、漁業への就業希望者の受入と定着を促進すること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	海業推進に係る協議会を設立し、地域における海や漁村の地域資源の価値や魅力を活用する事業を加速すること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
②	海洋教育の推進による自然観・郷土愛・定住志向の醸成	
	子どもたちが実際に海に触れ合う機会を増やし、海に親しみ楽しむことにつなげるため、海の健全な生態系等について学ぶ教育プログラムの充実・強化を図り、自然観・郷土愛・定住志向を高め、生まれ育った地域の海を守り育む意識を醸成すること	教育警察常任委員会 （教育委員会事務局）
	海洋教育を円滑に実施するため、地元自治体や研究機関等とも連携して教育プログラムを担う人材の確保・育成に取り組むこと	環境生活農林水産常任委員会 （環境生活部【環境教育】） （農林水産部【水産研究所の協力・漁業関係者への依頼】） 教育警察常任委員会 （教育委員会【市町教育委員会への周知・働きかけ】）

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会提言書に対する各常任委員会担当について

項目		担当常任委員会（担当部局）
(3)	人と自然が共生した地域資源の利活用の促進	
①	産業としての成長を促進し、競争力のある水産業を実現するための環境整備	
	黒潮大蛇行の終息による海洋環境の変化を的確に把握し、即座に漁業者への効果的な支援ができる体制を構築すること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	漁業者が安定的かつ効率的に養殖水産物の供給ができるよう、高水温化など、海洋環境の変化や地域特性に適応した養殖技術の高度化に向けた研究を充実・強化すること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	競争力を高め、水産資源管理を行いつつ収益性を確保できるよう、水産資源のブランド化を支援するとともに、海洋環境の変化に適応する観点も含めて、地域の実態に合わせた未利用・低利用の水産物の利用促進を図ること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	各地域における特性も踏まえた県産水産物の消費拡大の取組を推進すること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	漁業の効率化や生産力拡大のため、ICT観測機器の配備等により、漁業者が海洋環境に係る情報を取得するための支援を行うとともに、魚礁の増設について検討すること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	漁業者の生業を守り、漁業従事者の確保や経営の安定化を図るため、災害により被害を受けた時や長期にわたる不漁の時における漁業設備への投資や維持に係る経済的負担を軽減する方策について検討すること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
②	的確な水産資源管理を通じた持続可能な水産業の振興	
	水産資源の維持・増大に向けて、各地域の特性も踏まえた水産業の振興につながる魚種の種苗の生産・放流について調査研究を進めること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	豊かな海づくりに資する種苗生産・放流技術について調査・研究を進めること	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
③	海業の振興支援、海や漁村を活用した観光振興	
	漁港整備を行う際には、海業推進に係る協議会において海業の振興につながる形での事業展開について協議するなど、相乗効果を生む海業振興の仕組みを構築するとともに、各地域における海業の振興の取組に対しては、地域の実情を踏まえて積極的に支援を行うこと	環境生活農林水産常任委員会 （農林水産部）
	各地域において、漁業と観光業の分野間の連携を促進するための取組を展開し、海や漁村を活用した滞在型の観光プログラムの開発、プロモーション等に取り組むことで、交流人口の増加を図ること	政策企画雇用経済観光常任委員会 （観光部）

豊かで美しい三重の海づくり調査特別委員会提言書に対する各常任委員会担当について

項目		担当常任委員会（担当部局）
	クルーズ船誘致に向けて、誘致促進のためのプロモーションや寄港地を起点とした観光消費の促進を図るとともに、誘致できる船舶の種類を多様化する観点から寄港地の受入環境整備を推進すること	政策企画雇用経済観光常任委員会 （観光部【寄港地整備以外】） 防災県土整備企業常任委員会 （県土整備部【寄港地整備】）

平成 19 年 12 月 19 日	代表者会議決定
平成 21 年 5 月 8 日	代表者会議決定
平成 23 年 5 月 9 日	各派世話人会決定
令和 3 年 10 月 29 日	代表者会議改正

委員会の県内外調査について

(県内調査)

常任委員会	原則として日帰り調査を 2 回程度実施
特別委員会	日帰りの調査を適宜実施することができる。

(県外調査)

常任委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。
特別委員会	1 泊 2 日以内の行程で 1 回実施することができる。
議会運営委員会	2 泊 3 日以内の行程で 1 回実施することができる。

ただし、新型コロナウイルス感染症その他重大な感染症のまん延を防止するために必要があるときや大規模な災害その他の緊急事態が発生するなど現地での調査が困難となった場合は、各委員会の判断で、適宜オンラインを活用したリモート形式で実施することができる。

◆ 行政部門別常任委員会の県内調査日程（令和 8 年度）

【日程案】

令和 8 年 7 月 22 日（水）～ 24 日（金）

7 月 29 日（水）～ 31 日（金）

※ ただし、教育警察常任委員会について、学校の夏休み期間を除く必要がある場合は、7 月 2 日（木）又は 3 日（金）の設定としても可。

◆ 行政部門別常任委員会の県外調査日程（令和 8 年度）

(A 日程) 令和 8 年 8 月 26 日（水）～ 28 日（金）の間

(B 日程) 令和 8 年 9 月 2 日（水）～ 4 日（金）の間

委員会名	県外調査日程
総務地域連携交通常任委員会	
政策企画雇用経済観光常任委員会	
環境生活農林水産常任委員会	
医療保健子ども福祉病院常任委員会	
防災県土整備企業常任委員会	
教育警察常任委員会	

**委員会の少人数の委員による委員派遣（県内調査）の
実施方法についての申し合わせ**

【平成 2 1 年 6 月 4 日代表者会議了承】

1 実施に当たっての基本的な考え方

常任委員会の一部委員による県内調査は、委員全員で行う県内調査を補完するものとして調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

特別委員会の一部委員による県内調査は、調査目的及び必要性を明確にした上で実施することができるものとする。

2 委員派遣の手続

- (1) 委員会において、派遣の期日、場所、目的及び内容、委員名を明らかにして、実施を決定する。
- (2) 委員長は、委員派遣承認要求書（様式 1）を議長に提出し、承認を得る。
- (3) 派遣された委員は、調査を終了したときは、委員派遣終了報告書（様式 2）を作成し、委員長に提出するとともに、委員会において調査の結果を報告する。

3 実施方法

- (1) 派遣日数
日帰りの調査とする。
- (2) 派遣人数
下限は 2 名以上、上限は 5 名以下とし、同一会派の委員のみとしない。
- (3) 書記の随行
書記は随行しない。
- (4) 交通手段
公共交通機関の使用を原則とするが、委員の自家用車の使用も可能とするものとする。
- (5) その他
地元議員への通知は行わない。

(様式1)

年 月 日

三重県議会議長 様

〇〇〇〇 委員長

派遣承認要求書

本委員会は、下記により委員を派遣することに決定したので、承認されるよう会議規則第54条の規定により要求します。

記

- 1 日時
- 2 場所
- 3 派遣の目的及び内容
- 4 派遣委員の氏名
- 5 経費

(様式2)

年 月 日

三重県議会〇〇〇〇委員長 様

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

〇〇〇〇委員

委員派遣による調査結果報告書

下記のとおり委員派遣による調査を終了しましたので、御報告いたします。

記

- 1 調査期日
- 2 調査場所
- 3 調査内容

委員長報告及び附帯決議の取扱いについての
委員長会議の申合せ事項

【平成24年11月20日 委員長会議決定】

委員長報告及び附帯決議の意義を鑑み、委員長報告で特に言及した事項及び附帯決議を行った事項について、委員会の所管事項調査の中で執行部の報告（以下「経過報告」という）を求めることとし、その取扱いについて以下のとおり申し合わせる。

1 経過報告を求める事項

- (1) 委員長報告で特に言及した事項のうち、委員会が必要と判断したもの
- (2) 附帯決議を行った事項

2 経過報告を求める時期等

経過報告を求める時期は、委員長報告については委員会で協議し決定することとし、附帯決議については、原則、次の委員会とする。

また、経過報告を求める期間は、委員長報告あるいは委員会で採択した附帯決議の報告を行った本会議から概ね一年以内とする。

3 その他

毎年の役員改選後の委員会においても引き続き経過報告を求める必要があるものについては、遺漏のないよう委員長が引き継ぐものとする。

(参考) 平成24年11月20日 委員長会議 了承

○「委員会が必要と判断する」場について

⇒ 経過報告を求める事項は、「委員間討議」等公式の場で決定する、委員の意見が分かれた場合は各委員会で判断する

○「委員会」が判断するという考え方について

⇒ 委員会の中で討議を行い、「委員会」として判断をする

「みえ高校生県議会」開催要領

1 目的

広聴広報活動の一環として、高校生に議会活動を体験してもらうことで議会に対する関心を高めてもらうとともに、高校生の意見を直接聴くことで議会での議論に反映していくことを目的とする。

2 主催 三重県議会広聴広報会議

3 開催日 令和8年8月20日（木）

4 場所 三重県議会議事堂 議場

5 参加者

県内の高等学校、特別支援学校高等部及び高等専門学校に通う生徒で1校あたり2～4人程度とし、合計8校程度とする。（各学校1グループ）

申込が募集枠を超えた場合は抽選で決定する。

なお、参加者については、学校を通じて募集する。

6 当日プログラム

- ・各学校の質問時間は、質問〔6分以内〕答弁〔6分以内〕、再質問を可能として1校15分以内とする。
- ・プログラムの詳細は広聴広報会議で協議の上決定する。

(1) 10:00～11:30 オリエンテーション <議場>

- 全体スケジュール等の説明、リハーサル

(2) 11:40～12:00 高校生県議会 <議場> ※副議長が全体進行

- 開会のあいさつ（議長、知事）
- 高校生議員等の紹介
- 委員長、環境生活部長、教育長の紹介

<12:00～13:00 昼食>

(3) 13:00～15:45 高校生県議会 <議場> ※副議長が全体進行

- 議長役の高校生の紹介
- 各校の質問及び答弁
 - ・質問〔6分以内〕答弁〔6分以内〕、再質問を可能として1校15分以内
- 環境生活部長、教育長の感想
- 閉会のあいさつ（副議長）

<15:45～16:00 休憩>

(4) 16:00～16:15 写真撮影

(5) 16:15～16:45 議事堂見学

7 当日傍聴等

- (1) みえ高校生県議会は公開とし、一般の方の傍聴も可能とする。
- (2) インターネットによる生中継及び録画配信を行う。

8 事前ミーティング

参加する高校生に、みえ高校生県議会の開催趣旨の説明や、高校生が作成した質問内容をブラッシュアップするためのアドバイスなどを行う。

(1) 事前説明会

- 1) 日時 令和8年6月初旬の平日・授業終了後（関係機関と調整後決定）
- 2) 場所 各学校
- 3) 内容
 - ① 「県議会の役割と仕組み」、「みえ高校生県議会の開催趣旨」、「当日の概要」、「質問作成の留意点」等について、議員や事務局職員が参加校の生徒に説明を行う。
 - ② 質問内容のアウトラインや、質問作成する上で困っていること等を議員が聴き取る。
 - ③ 議員から生徒へ、質問作成に向けたアドバイスを行う。
- 4) 実施方法 原則として、議員と事務局職員が学校を訪問しての開催とするが、学校からの希望があればオンラインでの対応を検討する。

(2) 事前相談会

- 1) 日時 令和8年6月下旬の土曜又は日曜（関係機関と調整後決定）
- 2) 場所 議事堂 全員協議会室（人数により変動する場合あり）
- 3) 内容
 - ① 高校生が作成した質問内容を、議員が聴き取る。
 - ② 議員から生徒へブラッシュアップに向けたアドバイスを行う。
 - ③ グループに分かれての意見交換。
(質問内容に関するテーマについて議論を行う。)
- 4) 実施方法 原則として、高校生が議事堂に集合しての開催とするが、学校からの希望があればオンラインでの対応を検討する。
なお、集合しての開催の場合は土曜日又は日曜日、オンライン開催の場合は平日の授業終了後の開催を基本として関係機関と調整を行う。

9 フィードバック

- ・みえ高校生県議会でもいただいた質問や提案について、所管の常任委員会等で議論するとともに、希望する学校に対して、議会での議論の状況を説明するフィードバックを行う。
- ・フィードバックの詳細は広聴広報会議で協議の上決定する。

	学校名	所在地	学年等	議長役希望	議長役	希望する分野			決定分野
						第1	第2	第3	
1	四日市高等学校	四日市市	2年生2人 1年生2人	無		医療保健・子ども福祉・病院	教育・警察	環境生活・農林水産	医療保健・子ども福祉・病院
2	暁高等学校(6年制)	四日市市	2年生3人	有(1名)	1名	総務・地域連携交通	医療保健・子ども福祉・病院	防災・県土整備・企業	総務・地域連携交通
3	海星高等学校	四日市市	2年生4人	無		教育・警察	防災・県土整備・企業	環境生活・農林水産	教育・警察
4	川越高等学校	川越町	2年生3人	無		防災・県土整備・企業	—	—	防災・県土整備・企業
5	津高等学校	津市	2年生1人 1年生1人	無		教育・警察	環境生活・農林水産	医療保健・子ども福祉・病院	環境生活・農林水産
6	みえ夢学園高等学校	津市	5人	無		医療保健・子ども福祉・病院	—	—	医療保健・子ども福祉・病院
7	相可高等学校	多気町	2年生5人	無		総務・地域連携交通	政策企画・雇用経済・観光	教育・警察	総務・地域連携交通
8	宇治山田高等学校	伊勢市	2年生3人	無		教育・警察	総務・地域連携交通	政策企画・雇用経済・観光	教育・警察
9	皇學館高等学校	伊勢市	1年生2人	有(1名)	1名	環境生活・農林水産	防災・県土整備・企業	教育・警察	環境生活・農林水産
10	上野高等学校	伊賀市	2年生5人	無		教育・警察	総務・地域連携交通	政策企画・雇用経済・観光	教育・警察
11	名張高等学校	名張市	3年生2人 2年生2人	有(2名)	2名	環境生活・農林水産	教育・警察	医療保健・子ども福祉・病院	環境生活・農林水産
12	熊野青藍高等学校紀南校舎	御浜町	2年生4人	無		防災・県土整備・企業	政策企画・雇用経済・観光	教育・警察	防災・県土整備・企業